

5 検査

5・1 管理者が行う給水装置工事の検査

管理者が行う給水装置工事の検査は、次のとおりである。

- 1 中間検査 完了検査時に確認できない部分の出来形の検査、又は水圧試験等の検査をいう。
現場の進行状況に合わせ適切な時期に申し込むこと。
- 2 完了検査 給水装置工事がしゅん工した後に行う検査であり、書類検査、現場検査及び写真検査をいう。給水装置工事がしゅん工した後、遅滞なく申し込むこと。
 - (1) 書類検査 給水装置工事設計図に基づき、給水装置工事しゅん工図等の確認を行う検査をいう。
 - (2) 現場検査 給水装置工事しゅん工図と現場との照合、機能試験、水圧試験及び水質の確認を行う検査をいう。
 - (3) 写真検査 給水装置工事しゅん工図と工事写真を照合し、確認を行う検査をいう。
- 3 再検査 中間検査又は完了検査において不合格の部分があった場合に再度行う検査をいう。
当該部分を修正のうえ、速やかに申し込むこと。
- 4 管理者が現場検査を行う場合は、必ず主任技術者等が立ち会うこと。

〈解説〉

給水装置工事の検査は、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認を行うものであり、工事事業者は、給水装置工事の進捗にあわせて必要な検査を受けること。(条例第8条)

- 4 主任技術者は、中間検査又は現場検査に自ら立ち会うか、又は主任技術者がその責任において指名した者で、施行した給水装置が構造・材質基準に適合していること等、当該給水装置工事の内容について検査員に説明できる者を立ち合わせなければならない。

5・2 検査の申込み

- 1 工事事業者が、給水装置工事の検査を受けようとする場合は、管理者が指定した日時に申し込むこと。
なお、完了検査（写真検査、再検査を含む。）の場合は完了検査手数料を添えて申し込むこと。
- 2 申込みに必要な書類は、次のとおりである。
 - (1) 中間検査（再検査を含む。）
 - ア 給水装置工事中間検査願（要領様式第12号）
 - イ 検査時添付書類一覧表（別表第23）に定める書類
 - (2) 完了検査（再検査を含む。）
 - ア 給水装置工事完了検査申込書（施行規程様式第7号）
 - イ 検査時添付書類一覧表（別表第23）に定める書類
 - (3) 写真検査
 - ア 給水装置工事完了検査申込書（施行規程様式第7号）
 - イ 検査時添付書類一覧表（別表第23）に定める書類
 - ウ 給水装置工事自社検査報告書（要領様式第17号）
 - エ 写真検査撮影箇所一覧表（別表第24）に定める写真

〈解説〉

- 1 (1) 検査の申込みは、現場検査前に書類検査を行う必要があるほか、現場検査の日程調整の必要があることから、管理者が指定した日時に申し込むこと。
(2) 管理者は、申込みを受けた検査の日時等について調整を行い、検査日の前日までに検査日時を通知する。
(3) 完了検査手数料は、「1・6 加入金・手数料」を参照のこと。
(4) 申請にあたっては、最新の様式を使用すること。
- 2 (1) 検査の申込みは、検査を希望する日より前の月・水・金曜日（休祭日の場合は、次の通り）の正午までに給排水課検査係に申し込むこと。
 - ア 月曜日が休祭日の場合は、火曜日を受付日とする。
 - イ 水曜日が休祭日の場合は、木曜日を受付日とする。
 - ウ 金曜日が休祭日の場合は、木曜日を受付日とする。
(2) 年末年始、ゴールデンウィーク等連休や年度末・年度始めの申込日については、事前に受付窓口に掲示するので確認すること。
- 3 検査日時の変更が必要となった場合は、直ちに給排水課検査係に連絡するとともに、給水装置工事完了検査変更願（要領様式第16号）を提出すること。

別表第 23 < 検査時添付書類一覧表 >

検査の種類		提出書類	給水装置 工事 しゅん工 図	給水装置 工事 使用材料 一覧表 (その2)	給水装置 工事自社 検査票	工事写真	分岐写真	備 考
中間 検査	出来形検査		○	△	○	△	×	給水装置工事 中間検査願に 添付する。
	水圧検査		△	×	○	△	×	
完了 検査	写真 検査	臨時 水栓	×	×	×	○	×	給水装置工事 完了検査申込 書に添付す る。
		戸建 住宅	○	○	○	○	○	
		予定栓 ・ 撤去	○	×	○	○	○	
	現場 検査	新設 ・ 改造	○	○	○	△	○	
		撤去	○	×	○	○	×	

凡例 ○：添付 △：必要に応じて添付 ×：添付不要

<解説>

- ダクタイル鋳鉄管の継手接合を行った場合は、継手チェックシートを提出すること。また、分岐写真・継手チェックシートは「10 参考資料」を参照のこと。
- 受水槽式給水の場合は、水理計算書と受水槽施設設置報告書（要領様式第 30 号）を提出すること。また、凍結対策等で立ち上がり部分を覆う場合は、配管状況が分かる写真を提出すること。
- 撤去については、写真検査・現場検査とも撤去した状況が分かる写真を提出すること。（施工前後、配管状況等）
- 分岐写真は、他の継手と近接していない（両側離隔0.3m以上）ことや、耐震管の一体化長さ（L=1.0m以上）が確保されていることが判別できるように撮影し、提出すること。

別表第24 <写真検査撮影箇所一覧表>

撮影種目 写真検査種別	メータ 番号 ・ 指針	ボール 止水栓 ・ メータ ・ 逆止弁	蓋への 水栓番 号記入	止水 栓	水圧 試験 ・ 全景 接写	自己・ 第三者 認証 器具	章票 ・ 全景 接写	残塩 測定	配管 状況
(1) 建物の新築・改築工事等のため臨時に設ける給水装置工事		○						○	
(2) トイレの水洗化工事（直圧式トイレを除く）に伴い既存の給水装置に給水用具を増設する工事							○		○
(3) 既存の給水装置から一部の給水用具を取除く工事							○		○
(4) 私幹新設工事・私幹改造工事と同時施工でない予定栓工事				○					○
(5) 特別計量栓新設工事・特別計量栓撤去工事	○	○	○	○	○	○	○	○	
(6) 分岐箇所からの全装置撤去工事									○
(7) 自家水道を併用していない戸建住宅（メーターが2個ついている二世帯住宅は除く）の新築・改造工事。ただし管理者が認めた工事事業者に限る。	○	○	○	○	△	○	○	○	
(8) その他管理者が、写真検査が適切であると認めた工事	別 途 指 示								

<解説>

- 1 提出する写真は、メーターの取り付け方向や残塩濃度等、検査員が容易に判定でき得るものであること。
- 2 「自己・第三者認証器具」を設置する場合、器具の全景及び型式等が判る写真を添付すること。
- 3 「ボール止水栓・メーター・逆止弁」の種目は、蓋の矢印（流水方向）とメーターボックス内部が一緒に写るように撮影すること。

5・3 工事事業者が行う自社検査

工事事業者は、給水装置工事のしゅん工後、管理者の検査を受ける前に、給水装置工事自社検査票（要領様式第15号）に基づき次の点検を行うこと。

- 1 給水装置の構造・材質基準に適合していることの確認
- 2 施工した給水装置の水圧試験及び機能・水質の確認
- 3 管理者が行う検査に必要な提出書類の確認

〈解説〉

工事事業者に選任された主任技術者は、給水装置工事に関する技術上の管理、給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督のほか、給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認を行うことが責務となっている。（法第25条の4、規則第23条）

したがって、給水装置工事が適正に施工されたことの点検・確認等を行なわなければならない。

1 給水装置の構造・材質の確認

給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していることの確認はもとより、管理者の指定する分岐部からメーターまでの工法、工期その他工事上の条件に適合していることを確認すること。

2 水圧試験及び機能・水質の確認

（1）管理者が行う検査と同様に行うこと。

（2）水圧試験において配管等の条件から試験ができない場合は、管理者と協議すること。

3 書類の確認

（1）給水装置の大部分は埋設部又は隠ぺい部となることから、主任技術者は、使用された材料、施工内容等について給水装置工事に従事した者から確認する等、提出するしゅん工図等の書類と実際の施工内容が相違ないことを確認すること。

（2）給水装置工事しゅん工図の作成方法は、「6 給水装置工事図の作成」を参照のこと。

5・4 管理者が行う完了検査

5・4・1 書類検査

書類検査は、提出されたしゅん工図等の書類の検査を行う。

- 1 管理者は、「5・2 検査の申込み」の2項に規定する書類が提出されたときは、検査予定日の前日までに書類検査を行う。
- 2 書類に疑義や不備がある場合には、その結果を工事業者に通知する。
- 3 書類検査において、その書類に重大な錯誤等があり現場検査の実施に支障がある場合には、現場検査を中止することがある。

5・4・2 現場検査

現場検査は次のとおりである。

- 1 メーター設置に係る検査
 - (1) 水道メーターが正しい方向に、かつ交換に支障がないよう設置されていること。
 - (2) 設置位置が検針及びメーター交換に支障がないこと。
 - (3) メーターボックスについては、凍結・凍上防止が行われていること。
- 2 給水装置の構造・材質・寸法の検査
 - (1) 給水装置工事しゅん工図及び材料一覧表をもとに確認できる範囲で、構造・材質・寸法を確認する。
 - (2) 露出管、メーター等凍結のおそれがある部分の凍結対策が適切であるかを確認する。
 - (3) 埋設部や隠ぺい部分について、工事写真や主任技術者からの聞き取りにより確認するが、検査員が特に指示した場合は、現地を掘削すること等により目視で確認することがある。
- 3 水圧試験
 - (1) 給湯配管を除く給水管の水圧試験を行う。
 - (2) メーター設置場所等から水圧テストポンプにより加圧し、所定の時間水圧の低下がないことを確認する。
 - (3) 加圧する範囲は、上流側の第一止水栓から下流側の水栓までとする。ただし、私幹及び予定栓の水圧試験は検査係と相談のうえ実施すること。
 - (4) 配管等の条件から所定の水圧試験ができない場合は、事前に検査係と協議すること。

(5) 試験水圧及び加圧時間は次のとおりである。

布設した給水管の 最大口径	試験水圧	加圧時間
φ25mm以下	1.00 MPa	3分以上
φ30～50mm未満	1.00 MPa	5分以上
φ50mm以上	0.75 MPa	10分以上

4 機能検査

- (1) 給水栓、増圧設備等の吐出量や動作状況等の機能を確認する。
- (2) 定水位弁、ボールタップ等により給水する場合は、吐水口空間（別表第20）が確保されていることを確認する。

5 通水検査

- (1) 各給水栓が水道メーターを経由していることを確認する。
- (2) 受水槽給水の場合、メーター適正流量の範囲内での流入となっていることを確認する。

6 水質確認

- (1) 末端の給水栓において簡易5項目水質検査（残留塩素、色、濁り、臭い、味）を行う。
- (2) 残留塩素が、0.1mg/l以上であることを確認する。
- (3) その他の項目においては異常がないことを確認する。

〈解説〉

現場検査の準備は、工事事業者が行うこと。

直結増圧設備を設置する場合は、「中高層建物直結給水技術基準」（10 直結増圧設備完成時の確認・試験）掲載の「直結増圧給水チェックリスト」に基づき確認を行うこと。

5・4・3 写真検査

給水装置工事の内容が次のいずれかに該当する場合は、現場検査を省略し写真検査とすることができる。

- 1 新設・改造工事の一括申請工事のうち、臨時給水用の新設工事
- 2 単独栓で給水している建物で、水洗化工事等により給水用具を増設する工事で、メーター口径の変更を伴わない工事
- 3 既存の給水装置から一部の給水用具を取除く工事
- 4 私幹新設工事又は私幹改造工事と同時施工ではない予定栓工事
- 5 特別計量栓新設工事又は特別計量栓撤去工事
- 6 分岐箇所からの全装置撤去工事
- 7 自家水道を併用していない戸建住宅（メーターが2個ついている2世帯住宅は除く）の新

設・改造工事。ただし管理者が認めた工事事業者に限る。

8 その他管理者が、写真検査が適当であると認めた工事

5・5 管理者が行う完了検査の合否

- 1 完了検査を実施した場合は、給水装置工事完了検査実施済証（要領様式第20号）を交付する。
- 2 完了検査に合格した場合は、章標（水栓プレート）（施行規程様式第8号）を掲示すること。
- 3 完了検査において、次のような不適合事項が確認された場合は、不合格とする。
 - （1）水圧試験において、試験水圧を定められた時間以上保持できなかったもの
 - （2）給水装置工事しゅん工図と現場の給水装置が整合しないもの
 - （3）凍結対策が不十分であるもの
 - （4）構造・材質基準に適合していないもの
 - （5）その他条例及び施行規程に定める基準に適合しないもの

〈解説〉

- 2（1）章標（水栓プレート）の設置位置は、玄関ドア周辺上部等容易に確認できる場所に掲示すること。
 - （2）工事事業者は、掲示する位置について検査前に申込者から了承を得ておくこと。
- 3（1）軽微な手直し工事又は給水装置工事しゅん工図の訂正を行うことにより、管理者が必要ないと認めた場合を除く。
 - （2）当該事項について修正のうえ、速やかに再検査を受けること。
 - （3）給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合しないときは、給水契約の申込みを拒み、又はその基準に適合させるまでの間、給水を停止することができる。（法第16条）

5・6 給水装置所有者への引き渡し

- 1 工事事業者は、工事検査完了後、所有者へ給水装置の引き渡しを行うこと。
- 2 貯水槽水道の設置を行った工事事業者が、設置者に対して利用者の安全を確保するために次に掲げる管理基準を守る責務があることを説明すること。

(1)貯水槽水道の区分

分類	受水槽の有効容量	適用法令等
簡易専用水道	10m ³ を超えるもの	水道法 盛岡市給水条例
簡易専用水道以外の 貯水槽水道	10m ³ 以下	盛岡市給水条例

(2)貯水槽水道設置者の責任

ア 管理の基準

簡易専用水道の設置者は、利用者の安全を確保するため、次に掲げる管理基準を守らなければならない。

項目	内容
水槽の清掃	水槽（受水槽や高置水槽）の清掃を毎年1回以上、定期的に行うこと。
水槽の点検	水槽の点検等有害物質、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
水質検査	給水栓における水の色、濁り、臭い味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準の項目のうち必要なものについて検査を行うこと。
給水停止及び関係者への通知	給水する水が人の健康を害するおそれのあることを知ったときには、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に知らせること。

簡易専用水道以外の貯水槽水道（10m³以下の受水槽）の設置者については、簡易専用水道に準じた清掃や点検等を行うように努めなければならない。

イ 管理に関する検査の受検について

簡易専用水道の設置者は、毎年1回以上、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関または岩手県知事の指定した検査機関による管理に関する検査を定期的に受検しなければならない。

簡易専用水道以外の貯水槽水道（10m³以下の受水槽）については、簡易専用水道に準じ

た検査を受けるように努めなければならない。

〈解説〉

- 1 (1) 給水装置工事しゅん工図（写し）等の関係書類を引き渡すこと。
(2) 工事内容等について説明すること。特に器具の使用方法や冬期間における水抜きの方法については詳しく説明を行うこと。
- 2 (1) 貯水槽水道の管理についての問い合わせは、給排水課サービス係に行うこと。